

# 文科省に聞く!

## 経営責任に上限を設けるのは 果敢な経営判断を後押しするため

私学法は、条文の数も記述量も他の法律と比べて非常にスリムです。そこには、私学の自助努力、自浄作用を重んじてきた教育行政の方針が反映されています。他方、企業や他の法人では、細かな規則を定めることで社会からの信頼を高める制度改革が進んでいます。この背景には、不正や不祥事をきっかけに、社会の見る目が厳しくなったことがあります。こうした状況に、学校法人はどう対処していくか。そこで今回の改正では、役員の責任など、これまで条文を設けずに一般的な解釈で運用してきたことを明文化し、あいまいさをかなり減らしました。法がめざす方向性はこれまで通りで、内容がガラッと変わったというわけではありません。

明文化したことで、2つのことが実現できると考えています。1つは、社会に対するアピールです。経営の迷走や不正の防止機能を法で規定することで、私学は相互監視が効いた透明性の高い組織であると、社会に示すことができます。監事の牽制機能の強化などがこれに当たります。もう1つは、積極的な意思決定の後押しです。今回、役員が損害賠償責任を負うことと併せて、最低責任限度額や責任限定契約のしくみも明示しました。責任が及ぶ範囲を明確にして、果敢な経営判断を促し、後継者・外部の人材確保も応援したいとの考えがあります。

## 教学と経営の一体的な改革推進が 中期計画作成義務化の狙い

18歳人口が減少し、難しいかじ取りを強いられる大学にとって中期計画は、不可欠な意思決定ツールです。国立大学のように形式は統一していませんが、認証評価で指摘された内容を反映することは法の中で規定しています。そこには、経営資源の獲得だけでなく、それを生かした教育・研究の拡充も計画に盛り込み、教学と経営の一体化を図ってほしいというメッセージを込めています。そのほか、「社会との約束」としてふさわしい計画のあり方を、施行通知の留意事項の中で

# 18歳人口減少期を乗り越えるため、 中期計画をどう活用する？

文部科学省  
高等教育局私学部  
私学行政課 課長補佐

## 相原康人

あいはらすと●2004年文部科学省入省。高等教育局大学設置室、初等中等教育局幼児教育課専門官、福岡県教育委員会義務教育課長・高校教育課長などを経て、2020年より現職。



示しました【図表5】。このようなプロセスや内容に留意して計画を策定するうちに、自ずとガバナンスが強化されていくと考えています。各大学の計画については、今後内容の調査・分析を進める予定です。

## 共に中期計画の実現をめざす 私学行政をめざしていきたい

現在開催中の「学校法人のガバナンスに関する有識者会議」では、社会福祉法人や、公益社団・財団法人制度での改革をふまえ、学校法人が同等のガバナンス機能を発揮するための改革案を検討しています。例えば公益法人では議決機関とされている評議員会の役割や、会計監査のあり方などが議題となっています。

とはいえ、他の法人制度をそのまま取り入れたいとは考えていません。学校法人は、理事会が強い権限を持つ独自の制度の下でガバナンスを発揮しています。また、学外の構成員を含む評議員会は、ステークホルダーの意見を経営に反映させる機能を、他の法人に先駆けて実現しています。他の法人に追随するのではなく、私学ならではの特徴を生かしながら、社会の要求に応えられる制度を検討していくつもりです。

本省と各法人との関わり方も変えていく必要があるかもしれません。非常時を除いて、これまでは「口を出さない行政」をよしとしてきましたが、時には身を乗り出したり、議論し合ったりしたほうが、社会の期待を実現する近道になるのではないのでしょうか。そのため、私学行政に携わる人員を補強して、実情の把握に努めながら各法人に伴走し、中期計画の実現を後押しできるような関わり方を模索したいと考えています。

## 【図表5】中期的な計画に求められる事項

策定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ あらかじめ評議員会の意見を聴くこと</li> <li>▶ 認証評価において指摘された改善事項等をふまえること</li> </ul>
策定内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 教学、人事、施設、財務等に関する事項について計画を立てること</li> <li>▶ 原則として5年以上の期間とすること</li> <li>▶ 抽象的な目標にとどまらず、データやエビデンスに基づく計画であることが望ましい</li> </ul>

\*「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について(通知)」(文部科学省2019年7月12日)より